

土砂災害警戒区域等の解除及び指定について

1 土砂災害（特別）警戒区域について

土砂災害（特別）警戒区域（以下「警戒区域」という。）については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害のおそれのある箇所として東京都が指定しており、昭島市域では警戒区域が37か所（うち特別警戒区域を含む区域32か所）が指定（平成30年1月30日告示）されていた。

※土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内

※土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

- ・警戒区域の高さ、斜度、土質等から計算して決定

2 警戒区域指定の見直し伴う指定箇所数

東京都においては、概ね5年ごとに急傾斜地等の地形や構造物の状態等に変化があった場所の再調査を行っており、昭島市域においても再調査が行われ、調査結果に基づき令和7年7月30日付で既存の2か所の警戒区域について特別警戒区域の一部が警戒区域に変更されたほか、新たに7か所の警戒区域が指定された。

地 域	見直し前 ※()内は棟数	
	警戒区域	うち特別 警戒区域
拝島町	15(10)	14(5)
拝島町、 田中町	1(1)	1(0)
田中町	2(13)	2(4)
大神町	4(22)	4(1)
宮沢町	4(6)	4(2)
宮沢町、 中神町	0(0)	0(0)
中神町	5(49)	4(20)
福島町	5(38)	2(12)
福島町、 郷地町	1(1)	1(0)
合計	37(140)	32(44)

地 域	見直し後 ※()内は棟数		比 較 ※()内は棟数	
	警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域
拝島町	16(11)	15(5)	1(1)	1(0)
拝島町、 田中町	1(1)	1(0)	0(0)	0(0)
田中町	3(15)	3(4)	1(2)	1(0)
大神町	4(22)	4(1)	0(0)	0(0)
宮沢町	7(10)	6(2)	3(4)	2(0)
宮沢町、 中神町	1(4)	1(0)	1(4)	1(0)
中神町	6(50)	5(16)	1(1)	1(▲4)
福島町	5(38)	2(12)	0(0)	0(0)
福島町、 郷地町	1(1)	1(0)	0(0)	0(0)
合計	44(152)	38(40)	7(12)	6(▲4)

※棟数は、令和7年7月30日時点

3 新規指定区域等の地域及び警戒区域概略図

区分	地域	番号	警戒区域	特別警戒区域	主な理由
新規	拝島町四丁目	K44	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設や道路が新設されたため。 ・宅地開発の可能性があるため。 ・今回の基礎調査において、高さ、斜度等の基準に該当することが判明したため。
	田中町二丁目	K41	○	○	
	宮沢町三丁目	K40	○		
	宮沢町二丁目	K42	○	○	
	宮沢町二丁目	K43	○	○	
	中神町一丁目、宮沢町二丁目	K38	○	○	
	中神町二丁目	K39	○	○	
特別警戒区域 の一部変更	中神町一丁目	K27	特別警戒区域の一部を縮 小し、警戒区域に変更		<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート柱設置等の対策工事を実施したため。
	中神町一丁目、二丁目	K30			
指定箇所数		7か所	6か所		

